# 鹿児島県公報

平成26年1月17日(金)第2974号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

示 告

- ○保安林の指定予定 ○救急病院等の認定
- (森づくり推進課取扱い) 1
- ○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定
  - (雇用労政課取扱い) 2

(地域医療整備課取扱い) 2

○漁船保険付保義務発生

- (水産振興課取扱い) 2
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定(3件)
- (水産振興課取扱い) 2

○肥料の登録の有効期間の更新

(食の安全推進課取扱い) 3 (砂防課取扱い) 3

○土砂災害警戒区域の指定の解除

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除

(砂防課取扱い) 3

○土砂災害警戒区域の指定

(砂防課取扱い) 4

○土砂災害特別警戒区域の指定

(砂防課取扱い) 6

○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課取扱い) 7

- ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止
- (鹿児島地域振興局取扱い) 7
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定

- (北薩地域振興局取扱い) 8
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 8
- ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止

(大島支庁取扱い) 8

告

- ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告(4件)
- (商工政策課取扱い) 8

○開発行為に関する工事の完了公告

(建築課取扱い) 11

## 示

## 鹿児島県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 霧島市隼人町嘉例川字春田3247番4,3247番5,3247番8,3254番3
- 2 指定の目的
  - 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第33号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 病院の名称及び所在地

١	<b>岸</b>	FC + 11h
	病院の名称	所 在 地
	高江記念病院	薩摩川内市永利町2504番地1

2 認定の有効期限

平成29年1月5日

## 鹿児島県告示第34号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第1項の規定により、 同法第28条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名	称	住所		事務所の名称	事務所の所在地	指定年月
1				ず物がりつれが	ず物がりが江地	日
社会福祉	止法人鹿	鹿児島市	「鴨池新	ほくさつ障害者就業	薩摩川内市隈之城	平成26年
児島県社	土会福祉	町1番7	7 号	・生活支援センター	町228番地1	1月6日
事業団						

#### 鹿児島県告示第35号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果,種子島加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第36号

南さつま市加世田小湊8373番地 有限会社エビス水産代表取締役上村貞已及び南さつま市加世田小湊8361番地 有限会社マルカ水産代表取締役福島満嘉からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 区域及び区分

- 1 区域 南さつま市加世田・金峰区域(南さつま市のうち笠沙町片浦,笠沙町赤生木,大浦町,坊津町坊,坊津町泊,坊津町久志及び坊津町秋目を除く地区)
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して行う漁業

#### 鹿児島県告示第37号

南さつま市笠沙町片浦6510番地8 笠沙町漁業協同組合代表理事組合長中尾雄作及び南さつま市笠沙町片浦743番地 上村一郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭

和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 南さつま市笠沙片浦・大浦区域(南さつま市のうち笠沙町片浦谷山,小崎,魚路, 山神,野間池,岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥を除く地区並びに同市大浦町の 地区)
- 2 区分 雑魚定置漁業及び小型定置漁業

## 鹿児島県告示第38号

南さつま市坊津町秋目769番地 有限会社高根漁業代表取締役宮内一朗及び南さつま市坊津町秋目175番地 立石漁業株式会社代表取締役立石洋一郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 南さつま市秋目区域(南さつま市坊津町秋目の地区)
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業及び雑魚定置漁業

## 鹿児島県告示第39号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

7V A	ű Şi	更新後の	III W a 14				生 産	業 者
	录番	登録の有	肥料の種	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	A- =c
号		効期限	類	称			名称	住 所
鹿児	見島	平成32年	魚かす粉	鰹 魚 粕	窒素全量 8.0	該当なし	山川水産	指宿市山
県服	巴第	1月17日	末		りん酸全量10.0		加工業協	川新栄町
119	1号						同組合	9番地

## 鹿児島県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生														
原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	警	戒	X	域	$\mathcal{O}$	名	称	
現象の種類														
急傾斜地の崩壊	垂水市	急	• 脇登	<b>登</b> 1										

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。 なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生																
原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	特	別	警	戒	区	域	$\mathcal{O}$	名	称	
現象の種類																
急傾斜地の崩壊	垂水市	急	脇	登 1												

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

		鹿児島県知事 伊藤祐一郎									
土砂災害の発生											
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称									
現象の種類											
急傾斜地の崩壊	垂水市	急・脇登1									
	薩摩川内	急・八重1,急・八重2,急・赤仁田1,急・赤仁田2,									
	市	急・八重3,急・八重4,急・八重5,急・内之尾1,急・									
		内之尾2, 急・内之尾3, 急・内之尾4, 急・内之尾5,									
		急・内之尾6,急・内之尾7,急・内之尾8,急・内之尾									
		9, 急・内之尾10, 急・内之尾11, 急・内之尾12, 急・内									
		之尾13, 急・内之尾14, 急・内之尾15, 急・内之尾16, 急・									
		清浦1,急・八重6,急・八重7,急・赤仁田3,急・内									
		之尾17, 急・大馬越1, 急・山下3, 急・牟多田1, 急・									
		大馬越2,急・大馬越3,急・中山1,急・中山2,急・									
		之口1, 急・山之口2, 急・山之口3, 急・山之口4,									
		· 山之口 5 , 急·山之口 6 , 急·山之口 7 , 急·山之口									
		3, 急・山之口9, 急・大馬越4, 急・大馬越5, 急・大									
		馬越6,急・大馬越7,急・大馬越8,急・大馬越9,急・									
		大馬越10, 急・山下4, 急・大馬越11, 急・中山3, 急・									
		大馬越12, 急・大馬越13, 急・中山4, 急・山之口10, 急・									
		平木場 2, 急・松下田 1, 急・松下田 2, 急・舟越 1, 急・									
		松下田4,急・舟越2,急・市野々1,急・市野々2,急・									
		市野々3,急・市野々4,急・市野々5,急・市野々6,									
		急・市野々7,急・市野々8,急・市野々9,急・市野々									
		10, 急・市野々11, 急・中山5, 急・日の出1, 急・平木									
		場3,急・平木場4,急・松下田3,急・舟越3,急・舟									
		越4,急・蒲生原1,急・市野々12,急・萩之段2,急・									
		片城1, 急・辰石平1, 急・愛宕平1, 急・茶園ヶ廻1,									
		急・茶園ヶ廻2, 急・城ノ下3, 急・笹尾1, 急・長尾1,     急・多津原1, 急・湯之廻1, 急・宮之宇都2, 急・宮之									
		ぶ・多律が1, ぶ・傷之廻1, ぶ・呂之于郁2, ぶ・呂之   宇都1, 急・内之蔵1, 急・水流ノ前1, 急・湯之廻2,									
		一部1, 急・四之廠1, 急・水流ノ削1, 急・傷之廻2,  急・宇都山1,急・沸田1,急・洗出1,急・洗出2,急・									
		ぶ・子都山 1 , ぶ・伽山 1 , ぶ・加山 1 , ぶ・加山 2 , ぶ・   頭ノ廻 1 , 急・大石ノ岡 1 , 急・場ノ木 1 , 急・葛ヶ廻 1 ,									
		<sup></sup>									
I		心 が四 2 ,心 下 以 凡 2 ,心 下 四 1 ,心 下 开 于 / 口 1 ,									

急・三角2,急・上ノ丸1,急・葛ヶ山1,急・山ノ口2, 急・笹栗1, 急・多津原廻1, 急・戸板平1, 急・石坂1, 急・石坂2, 急・長廻1, 急・平田2, 急・葛ヶ廻2, 急・ 茶ノ木1, 急・長六ノ岡1, 急・柿木段山1, 急・千貫1, 急・瀨戸1, 急・千貫2, 急・尾万段1, 急・尾万段2, 急・道下1,急・大石ノ元1,急・長廻2,急・浦折1, 急・浦折2, 急・浦折3, 急・庵ノ宇都2, 急・松下田5, 急・松下田6,急・松下田7,急・松下田8,急・龍ヶ野 1, 急・龍ヶ野2, 急・長野下1, 急・長野上1, 急・長 野下2, 急・長野下3, 急・長野下4, 急・長野上2, 急・ 長野上3, 急・長野上4, 急・清浦2, 急・清浦3, 急・ 漆ヶ段1, 急・内木場1, 急・井穴1, 急・井穴2, 急・ 飼牛太郎1,急・白ヶ野1,急・萬年川1,急・瀧聞山1, 急・漆山1, 急・漆山2, 急・打平1, 急・打平2, 急・ 木山ヶ廻1, 急・小山下1, 急・小山下2, 急・小山下3, 急・鎧ノ岡1,急・庵ノ宇都1,急・須田ノ木1,急・鎧 ノ岡2,急・井穴3,急・白ヶ野2,急・神場1及び急・ 中武1

土石流

薩摩川内 市 土・丸岡1, 土・丸岡2, 土・岩下1, 土・岩下2, 土・ 内之尾1, 土・内之尾2, 土・内之尾3, 土・内之尾4, 土・内之尾 5, 土・内之尾 6, 土・内之尾 7, 土・内之尾 8, 土・内之尾9, 土・内之尾10, 土・内之尾11, 土・内 之尾12、土・内之尾13、土・内之尾14、土・内之尾15、土・ 山下1, 土・大馬越1, 土・大馬越2, 土・大馬越3, 土・ 山之口2, 土・山之口3, 土・山之口4, 土・山之口5, 土・山之口6, 土・山之口7, 土・山之口8, 土・山之口 9, 土・山之口10, 土・山之口11, 土・山之口12, 土・山 之口13、土・蒲生原1、土・蒲生原2、土・平木場2、土・ 舟越1, 土・松下田1, 土・松下田2, 土・松下田3, 土・ 舟越2, 土・市野々1, 土・市野々2, 土・市野々3, 土・ 市野々4, 土・市野々5, 土・市野々6, 土・市野々7, 土・市野々8、土・平木場3、土・松下田4、土・舟越3、 土・松下田5, 土・枯木野2, 土・萩之段1, 土・萩之段 2, 土・笹尾1, 土・城平5, 土・頭ノ廻1, 土・沸田1, 土・頭ノ廻2,土・頭ノ廻3,土・頭ノ廻4,土・水流ノ 前1, 土・湯之廻1, 土・砂石1, 土・宮之宇都1, 土・ 湯ノ上1, 土・粢田1, 土・多津原1, 土・多津原2, 土・ 柿木段山1、土・長廻1、土・柿木段山2、土・松下田6、 土・松下田7, 土・松下田8, 土・長野下1, 土・長野上 1, 土・長野上2, 土・長野上3, 土・長野下2, 土・長 野下3, 土・長野上4, 土・長野上5, 土・清浦1, 土・ 清浦2, 土・清浦3, 土・清浦4, 土・長野上6, 土・長 野上7, 土・長野上8, 土・松下田9, 土・長野上9, 土・ 長野上10, 土・松下田10, 土・長野上11, 土・崩ノ内1, 土・飼牛太郎1, 土・黒葛迫1, 土・萬年川1, 土・萬年 川2, 土・萬年川3, 土・中武小平1, 土・中武小平2, 土・内込山1,土・内込山2,土・松ノ川内6,土・阿部 松坂1及び土・阿部松坂2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川 港湾課又は大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

		此几面东州事 D. 旅刊 村
土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
	1141.11.1	
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	垂水市	急・脇登1
	薩摩川内	急・八重1, 急・八重2, 急・赤仁田1, 急・赤仁田2,
	市	急・八重3,急・八重4,急・八重5,急・内之尾1,急・
		内之尾2, 急・内之尾3, 急・内之尾4, 急・内之尾5,
		急・内之尾6,急・内之尾7,急・内之尾8,急・内之尾
		9 , 急・内之尾10 , 急・内之尾11 , 急・内之尾12 , 急・内
		之尾13, 急・内之尾14, 急・内之尾15, 急・内之尾16, 急・
		清浦1,急・八重6,急・八重7,急・赤仁田3,急・内
		之尾17, 急・大馬越1, 急・山下3, 急・牟多田1, 急・
		大馬越2, 急・大馬越3, 急・中山1, 急・中山2, 急・
		山之口1, 急・山之口2, 急・山之口3, 急・山之口4,
	1	急・山之口5,急・山之口6,急・山之口7,急・山之口
		8, 急・山之口9, 急・大馬越4, 急・大馬越5, 急・大
		馬越6,急・大馬越7,急・大馬越8,急・大馬越9,急・
		大馬越10,急・山下4,急・大馬越11,急・中山3,急・
		大馬越12, 急・大馬越13, 急・中山4, 急・山之口10, 急・
		平木場2,急・松下田1,急・松下田2,急・舟越1,急・
		松下田4,急・舟越2,急・市野々1,急・市野々2,急・
		市野々3,急・市野々4,急・市野々5,急・市野々6,
		急・市野々7,急・市野々8,急・市野々9,急・市野々
		10, 急・市野々11, 急・中山5, 急・日の出1, 急・平木
		場3,急・平木場4,急・松下田3,急・舟越3,急・舟
		越4,急・蒲生原1,急・市野々12,急・萩之段2,急・
		片城1, 急・辰石平1, 急・愛宕平1, 急・茶園ヶ廻1,
		急・茶園ヶ廻2,急・城ノ下3,急・笹尾1,急・長尾1,
		急・多津原1,急・湯之廻1,急・宮之宇都2,急・宮之
	1	宇都1, 急・内之蔵1, 急・水流ノ前1, 急・湯之廻2,
		急・宇都山1,急・沸田1,急・洗出1,急・洗出2,急・
		頭ノ廻1,急・大石ノ岡1,急・場ノ木1,急・葛ヶ廻1,
		急・沸田2,急・長尾2,急・中島1,急・井手ノ口1,
		急・三角2,急・上ノ丸1,急・葛ヶ山1,急・山ノ口2,
	1	急・笹栗1,急・多津原廻1,急・戸板平1,急・石坂1,
		急・石坂2,急・長廻1,急・平田2,急・葛ヶ廻2,急・
	1	茶ノ木1, 急・長六ノ岡1, 急・柿木段山1, 急・千貫1,
		急・瀨戸1,急・千貫2,急・尾万段1,急・尾万段2,
		急・道下1,急・大石ノ元1,急・長廻2,急・浦折1,
	1	
		急・浦折2, 急・浦折3, 急・庵ノ宇都2, 急・松下田5,
	1	│急・松下田6,急・松下田7,急・松下田8,急・龍ヶ野│
		1, 急・龍ヶ野2, 急・長野下1, 急・長野上1, 急・長
	1	野下 2, 急・長野下 3, 急・長野下 4, 急・長野上 2, 急・

12, 土・内之尾13, 土・内之尾14, 土・内之尾15, 土・大馬越1, 土・山之口2, 土・山之口3, 土・山之口7, 土・山之口8, 土・山之口9, 土・山之口10, 土・山之口11,		長野上3,急・長野上4,急・清浦2,急・清浦3,急・ 漆ヶ段1,急・内木場1,急・井穴1,急・井穴2,急・ 飼牛太郎1,急・白ヶ野1,急・萬年川1,急・瀧聞山1, 急・漆山1,急・漆山2,急・打平1,急・打平2,急・ 木山ヶ廻1,急・小山下1,急・小山下2,急・小山下3, 急・鎧ノ岡1,急・庵ノ宇都1,急・須田ノ木1,急・鎧 ノ岡2,急・井穴3,急・白ヶ野2,急・神場1及び急・ 中武1
田3, 土・舟越2, 土・市野々1, 土・市野々2, 土・市野々3, 土・市野々4, 土・市野々5, 土・市野々6, 土・市野々7, 土・市野々8, 土・平木場3, 土・松下田4, 土・舟越3, 土・松下田5, 土・枯木野2, 土・萩之段1, 土・萩之段2, 土・笹尾1, 土・城平5, 土・頭ノ廻1, 土・沸田1, 土・頭ノ廻2, 土・頭ノ廻3, 土・頭ノ廻4, 土・水流ノ前1, 土・湯之廻1, 土・砂石1, 土・栾田1, 土・多津原1, 土・多津原2, 土・柿木段山1, 土・柿木段山2, 土・松下田6, 土・松下田7, 土・松下田8, 土・長野下1, 土・長野上1, 土・長野上2, 土・長野上3, 土・長野上6, 土・松下田9, 土・長野上10, 土・松下田10, 土・長野上6, 土・松下田9, 土・長野上10, 土・松下田10, 土・長野上11, 土・萬年川1, 土・萬年川3, 土・中武小平1, 土・		土・内之尾 5, 土・内之尾 6, 土・内之尾 10, 土・内之尾 12, 土・内之尾 13, 土・内之尾 14, 土・内之尾 15, 土・大 馬越 1, 土・山之口 2, 土・山之口 3, 土・山之口 7, 土・山之口 8, 土・山之口 9, 土・山之口 10, 土・山之口 11, 土・山之口 12, 土・山之口 13, 土・蒲生原 1, 土・蒲生原 2, 土・舟越 1, 土・松下田 1, 土・松下田 2, 土・松下田 3, 土・舟越 2, 土・市野々 1, 土・市野々 2, 土・市野々 3, 土・市野々 4, 土・市野々 5, 土・市野々 6, 土・市野々 7, 土・市野々 8, 土・平木場 3, 土・松下田 4, 土・舟越 3, 土・松下田 5, 土・枯木野 2, 土・萩之段 1, 土・耕立段 2, 土・笹尾 1, 土・城平 5, 土・頭ノ廻 1, 土・沸田 1, 土・頭ノ廻 2, 土・頭ノ廻 3, 土・頭ノ廻 4, 土・水流ノ前 1, 土・湯之廻 1, 土・砂石 1, 土・森 2 津原 1, 土・多津原 2, 土・柿木段山 1, 土・柿木段山 2, 土・松下田 6, 土・松下田 7, 土・松下田 8, 土・長野下 1, 土・長野上 1, 土・長野上 2, 土・長野上 3, 土・長野上 6, 土・松下田 9, 土・長野上 10, 土・松下田 10, 土・長野上 11, 土・崩ノ内 1, 土・黒葛迫 1, 土・萬年川 1, 土・萬年川 2, 土・萬年川 3, 土・中武小平 1, 土・中武小平 2, 土・内込山 1, 土・内込山 2, 土・松ノ川内

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川 港湾課又は大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第44号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 都市計画の種類 志布志都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所 鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島地域振興局告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成26年1月17日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事	業所	指定隨	指定障害児通所支援事業者					
tz <del>Th</del>	55 to 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	所支援の		
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	H	種類		
きらら館	鹿児島市春山町	社会福祉法人光	鹿児島市犬迫町	東 泰宏	平成25年	放課後等		
	1890番地 1	陽福祉会	4014番地 1		12月31日	デイサー		
						ビス		

## 北薩地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年1月17日

北薩地域振興局長	萩	亮
	水火	717

事業	業 所			松中左口	障害福祉	
tz #h	=c +: uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
川内福祉作業所	薩摩川内市永利	特定非営利活動	薩摩川内市永利	別府 則夫	平成26年	生活介護
	町4107番地6	法人薩摩ひまわ	町4107番地6		1月1日	
		ŋ				

## 始良·伊佐地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年1月17日

姶良·伊佐地域振興局長 陶山修

事業	 <b>美</b> 所	指定障	*者		障害福祉	
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 代表者の 所在地 名		廃止年月	サービスの種類
共同生活援助事	霧島市国分府中	社会福祉法人真	霧島市隼人町内	大村 貢	平成25年	共同生活
業所ほっとホーム	町 5 番20号	奉会	2068番地		12月17日	介護

#### 大島支庁告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成26年1月17日

大島支庁長 伊喜功

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月	障害児通
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	廃 正 平 月 日	所支援の
			所在地	名		種類
のぞみ園	奄美市名瀬佐大	社会福祉法人聖	静岡県浜松市中	山本 敏博	平成25年	児童発達
	熊町11番3号	隷福祉事業団	区住吉二丁目12		12月31日	支援・放
			番12号			課後等デ
						イサービ
						ス

公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成 26年1月17日から4月間, 鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務 企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ る理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大 規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を,平成26年1月17日から4月以内に,鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー新町店
  - 霧島市国分新町字山ヶ町980番地 外10筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
    - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島市南栄三丁目14番地 外1社
    - 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島市南栄三丁目14番地 外3者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前 開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後10時

- イ 変更後 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前9時から午後10時まで

イ 変更後 第1駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで 第2駐車場 午前6時30分から午後10時まで

- 3 変更年月日
  - (1) 2の(1) 平成25年4月1日
  - (2) 2の(2)及び(3) 平成25年12月28日
- 4 届出年月日

平成25年12月27日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定に より次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年1月17 日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部にお いて縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ る理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大 規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年1月17日から4月以内に、鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンキュー隼人店 霧島市隼人町見次字須ノ木545 外19筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 変更後 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後10時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成25年12月28日

4 届出年月日

平成25年12月27日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年1月17日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年1月17日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー岩川店

曾於市大隅町岩川字宮前下7379番1 外10筆

- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後11時

イ 変更後 開店時刻 午前7時

閉店時刻 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時10分まで

イ 変更後 午前6時30分から翌日の午前零時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後8時まで

イ 変更後 午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

平成25年12月28日

4 届出年月日

平成25年12月27日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので,関係書類を平成26年1月17日から4月間,鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を,平成26年1月17日から4月以内に,鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー西志布志店

志布志市志布志町安楽船磯56番地42 外4筆

- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後9時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更の年月日

平成25年12月28日

- 4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び 住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島市南栄三丁目14番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島市南栄三丁目14番地 外3社
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,567平方メートル

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物南東側 204台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 33台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 94平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設1 建物南西側 45立方メートル

廃棄物等保管施設 2 建物南西側 10立方メートル 廃棄物等保管施設3 建物南西側 18立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1 箇所 建物敷地南東側

- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

平成25年12月27日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関 する工事は、完了した。

平成26年1月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市東郷町斧渕字西俣6934番3,6937番2,6938番2,6938番3,6939番2,6940番2及び6937番2地先里道の一部並びに字狸ヶ宇都6944番1及び6944番1地先里道の一部

2 公共施設の種類,位置及び区域

道路 薩摩川内市東郷町斧渕字西俣6934番3,6937番2,6938番2,6938番3,6939番2 及び6937番2地先里道の一部並びに字狸ヶ宇都6944番1の一部及び6944番1地先里道 の一部

水路 薩摩川内市東郷町斧渕字西俣6940番2

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市土地開発公社

理事長 向原翼